平成２２年（フ）第１２５０号
福岡市博多区千代２丁目17番４号
債務者　竹中　和子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６８号
福岡県糸島市前原北３丁目２番46号　201
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２ベンタナヒルズ篠栗８―508号
債務者　草薙　寿子（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８５号
福岡市中央区薬院１丁目10番16ー301号
債務者　木山　美和
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１１号
福岡市博多区博多駅前４丁目22番14―406号
債務者　阿久根香代子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１６号
福岡市西区大字田尻1564番地５
債務者　飯田　政勝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５８号
福岡県宗像市大谷９番地４
債務者　伊佐　伸子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７３号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番13号
債務者　川本　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市小山田町1576番地
債務者　溜　　仁美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目18番４号　有村マンション405
債務者　大園　順一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　市住3136号
債務者　北野喜久男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地43藤絹542号
債務者　西川　和昭
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目22番40号
債務者　福元めい子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市下福元町9098番地23
債務者　藤原美和子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯４丁目32番49―41号市住4941
債務者　計屋　房光
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
鹿児島県鹿児島市三和町49番16号
債務者　堂山　和人
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市小川町21番１―301号
債務者　園田　由美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市犬迫町7815番地１
債務者　鶴田　智子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係